

広告等法規・行政情報

No.288

平成28年9～12月度

【国の行政機関等の動き】

I. 消費者庁関係

- (1) ビールの表示に関する公正競争規約など20規約について一部変更を認定し官報に告示 …………… 1
- (2) フライパンの強度について不当な表示を行っていた通信販売事業者に景表法違反（優良誤認）で措置命令（9月1日） …………… 1
- (3) 化粧品や健康食品などを不当な勧誘で販売していた連鎖販売取引事業者の特商法違反で業務停止命令（11月4日） …………… 2
- (4) 家庭用品品質表示法に基づく改正繊維製品品質表示規程の施行により洗濯表示の記号が変更（12月1日） …………… 3
- (5) 仕入れていない神戸牛をあたかも販売するかのように表示していた2事業者に景表法違反（おとり広告）で措置命令（12月21日） …………… 3
- (6) 平成28年1月～3月期のネット上健康食品等表示監視の結果、健康増進法違反のおそれがある142事業者に改善要請（12月26日） …………… 4

II. 経済産業省関係

- (1) 大臣官房調査統計グループ、「特定サービス産業動態統計調査」広告業平成28年7月～10月の結果まとめる …………… 5

III. 農林水産省関係

- (1) 合鴨肉加工品の不適正表示により畜産食料品製造販売事業者に改正前JAS法及び食品表示法違反で指示（11月1日） …………… 5
- (2) 合鴨肉加工品とボンレスハムの不適正表示により食肉類・加工食品類販売事業者に改正前JAS法及び食品表示法違反で指示（12月6日） …………… 6
- (3) パンの不適正表示によりパン・和洋菓子製造販売事業者に食品表示法違反で指示（12月16日） …………… 6



【国の行政機関等の動き】

I. 消費者庁関係

(1) 公正競争規約20規約の一部変更を認定し9月～12月にかけて官報に告示した。

申請されていた公正競争規約は改正景品表示法又は食品表示法に基づく品質表示基準の施行などに伴い一部変更となったもので、いずれも景品表示法の認定要件に適合すると認められた。下表のとおり表示に関する公正競争規約は18規約、景品類に関する公正競争規約は2規約が変更となっている。

	規約	申請者	認定日	告示	施行日
表示	ビール	ビール酒造組合	8月30日	9月23日	8月30日
	観光土産品	全国観光土産品公正取引協議会	〃	〃	9月23日
	はちみつ類	全国はちみつ公正取引協議会	〃	〃	〃
	コーヒー飲料	全国コーヒー飲料公正取引協議会	〃	〃	〃
	農業機械	農業機械公正取引協議会	〃	〃	〃
	銀行業	全国銀行公正取引協議会	〃	〃	〃
	防虫剤	防虫剤公正取引協議会	〃	〃	〃
	自動車業	自動車公正取引協議会	〃	〃	〃
	二輪自動車業	〃	〃	〃	〃
	鶏卵	鶏卵公正取引協議会	〃	〃	〃
	食肉	全国食肉公正取引協議会	〃	〃	〃
	ドレッシング類	全国ドレッシング類公正取引協議会	10月28日	11月22日	11月22日
	果実飲料等	果実飲料公正取引協議会	〃	〃	〃
	合成レモン	〃	〃	〃	〃
	食用塩	食用塩公正取引協議会	11月2日	〃	〃
	ペットフード	ペットフード公正取引協議会	〃	〃	〃
	釣竿	全国釣竿公正取引協議会	10月28日	11月24日	11月24日
包装食パン	日本パン公正取引協議会	12月13日	12月26日	12月26日	
景品	農業機械業	農業機械公正取引協議会	8月30日	9月23日	9月23日
	出版物小売業	出版物小売業公正取引協議会	〃	〃	〃

(2) テレビや自社のウェブサイトでフライパンの性能を不当に表示し広告を行っていた日用雑貨品等通信販売事業者に対し9月1日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

優良誤認により措置命令を受けたのは、オークローンマーケティング（愛知県名古屋市）。同社はフライパン「セラフィット」を販売するにあたり、平成26年5月頃～平成27年11月頃の間、テレビショッピング番組や自社ウェブサイトに掲載していた動画広告において、「ダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との映像及び「セラフィットはダイヤモンドの次に硬いセラミックを使用」との音声を放送し、また、

映像「傷がつかない コーティングが剥がれない」及び音声「コインで擦っても傷が付かず、コーティングは剥がれません」、映像「クギを炒めても傷がつかない！」及び音声「たとえ大量の釘を炒めたって傷が付かない」、映像「耐摩耗テスト50万回クリア!!」及び音声「セラフィットは50万回擦っても傷まないことが証明されました」並びにこのフライパンで金属製品を用いて調理する映像を放送することで、あたかもフライパンの表面に処理加



(消費者庁HPより)

工されているセラミックがダイヤモンドの次に硬いものであり、さらに金属製品で50万回擦ったとしても傷が付くことはないかのような表示を行っていた。

ところが、実際にはセラミックはダイヤモンドの次に硬いものであるとはいえないことに加え、このフライパンを同様に金属製品で擦った場合50万回を大きく下回る回数で傷が付くものだった。

- (3) 化粧品や健康食品、家電製品を販売勧誘するにあたり、販売目的であることを隠し事実ではない効能をうたうなど不当な方法を行っていた連鎖販売取引事業者に対し11月4日、特定商取引法に違反するものとして業務停止命令を行った。

勧誘目的等不明示、商品の効能に関する不実告知、契約書面の不交付により平成28年11月5日から平成29年2月4日まで3カ月間の業務停止命令を受けたのはIPSコスメティックス（東京都目黒区）。同社は、同社の会員となり本件商品の再販売又は販売のあっせんをして別の消費者を会員にさせれば紹介料などが得られるとして、化粧品「P.P.1 エッセンス」、健康食品「ピュレットワン」、及び家電製品（電子発生器）「アニオンエア」などを購入させる連鎖販売取引を行っていたが、同社が勧誘を行わせている勧誘者は本件商品を販売するにあたって、その友人などに対し

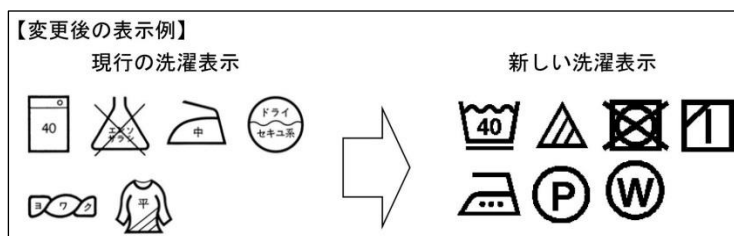
同社の名称やそのビジネス、商品について一切告げずに誘い出したうえで勧誘を行っていた。

また、実際には本件商品に病気の治療・予防又は症状の改善となる効能がないにもかかわらず化粧品については「アトピーが治ります」、シャンプーやリンスについて「髪の毛が増えます」、サプリメントについて「基礎体温が上がります」「痩せることができます」、アニオンエアについて「風邪を引かなくなります」「物忘れに効く」「認知症になりにくい」「脳梗塞が治る」など、さらには同社の商品全般の効果についても「がんが治る」「体温が上がる」「代謝が良くなり痩せる」「成人病の諸症状に効く」「万能薬である」「細胞を若返らせる」「疾病が治る」などと言って勧誘をするなど、不当な方法で販売していた。

- (4) 衣類などの繊維製品の洗濯表示に関し、家庭用品品質表示法に基づく改正繊維製品品質表示規程が12月1日から施行された。

平成24年4月改正の国際規格に整合した日本工業規格が平成26年10月に制定されたことに伴い、平成27年3月に日本の国内規程である繊維製品品質表示規程が改正されたが、同規程の施行により衣類などの繊維製品の洗濯表示が新JISに規定する記号に変更された（下記洗濯表示例参照）。

新JISでは、記号の種類が22種類から41種類に増えることで繊維製品の取扱いに関するよりきめ細かい情報が提供されるようになり、国内外で洗濯表示が統一されることによって海外で購入した繊維製品の取扱いなどを円滑に行えるようになると考えられている。



(※両者の表示は同じ取扱方法を意味するものではない。)

- (5) 仕入れは行っていないにもかかわらず神戸牛を割引販売するかのよう新聞折込みチラシ等へ表示していた食料品小売事業者及び食肉等小売事業者に対し12月21

日、景品表示法に違反するものとして措置命令を行った。

おとり広告により措置命令を受けたのはイズミヤ（大阪府大阪市）及び牛肉商但馬屋（兵庫県姫路市）。牛肉商但馬屋はスーパーマーケットの「イズミヤスーパーセンター八尾店」、「同神戸玉津店」、「同広陵店」に入店し食肉などを販売している。

2社は平成28年2月13日～15日の間、新聞折込チラシ及びウェブサイトにて「土 13日限り」、「和牛専門店 但馬屋」、「■八尾店・広陵店は『兵庫産神戸牛・佐賀産和牛』」、「■神戸玉津店は『兵庫県産神戸牛・神戸ワインビーフ』」、「今ついている本体価格よりレジにて3割引」と記載することにより、あたかも2月13日に神戸牛を3割引で販売するかのように表示していたが、実際にはこれら3店舗において販売するための神戸牛の仕入れは行っておらず、取り引きできないものだった。



（消費者庁HPより）

(6) 平成28年1月～3月の期間にインターネットにおける健康食品などの虚偽・誇大表示について監視を行い、健康増進法第31条（誇大表示の禁止）第1項の規定に違反するおそれのある表示をしていた142事業者に対し表示の改善を要請したことを12月26日に公表した。

同監視業務は、ロボット型全文検索システムを使用し、インターネット上の健康食品などの表示をキーワードにより無作為検索したうえ、検索されたサイトを目視により確認したもの。平成28年1月～3月に行った検索のキーワードは、「癌」、「脳梗塞」、「動脈硬化」、「関節痛」、「花粉症」、「認知症」、「インフルエンザ」等の疾病の治療または予防を目的とする効果があるかのような表現と、「ダイエット」、「ストレス緩和」、「肝機能」等の身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果があるかのような表現。

監視の結果、加工食品、飲料等及びいわゆる健康食品の162商品に健康増進法に違反するおそれがある健康保持増進効果の表示がなされていたため（次表参照）、表示

を行っていた142事業者に対し改善を要請するとともに事業者が出店するショッピングモール運営事業者へも協力を要請した。

<平成28年1月～3月に表示されていた健康保持増進効果等の一部>

商品区分	表示されていた健康保持増進効果等
加工食品【38商品】 (農産加工品、水産加工品等)	・活性酸素の働きの抑制、抗酸化作用により、がんや動脈硬化の予防、エイジングケアの効果を有すること等を標ぼうする表示
飲料等【26商品】 (茶、コーヒー及びココア調製品、飲料、酒類)	・心臓病・動脈硬化の予防、抗がん剤としての働き、高血圧・糖尿病の予防などの効果を有すること等を標ぼうする表示 ・抗酸化作用、粘膜の保護、免疫力アップにより、風邪やインフルエンザ、花粉症に効果を有すること等を標ぼうする表示
いわゆる健康食品【98商品】 (カプセル、錠剤、顆粒状等)	・脂肪燃焼、新陳代謝を向上、老廃物の除去の効果を有すること等を標ぼうする表示 ・女性ホルモンの活性化に働きかけ、美白美肌、更年期障害の軽減、高血圧や動脈硬化予防等に効果を有することを標ぼうする表示

II. 経済産業省関係

- (1) 大臣官房調査統計グループは、「特定サービス産業動態統計調査」平成28年7月～10月分の調査結果をまとめ、公表した。

広告業の業種別売上高の前年同月比は次のとおりとなっている。

広告業の業種別売上高前年同月比 (%)

平成28年	7月	8月	9月	10月
売上高合計	101.6	98.6	104.0	103.7
4 媒体広告	99.9	99.4	100.9	101.9
新聞	99.5	93.4	96.3	92.8
雑誌	96.3	94.3	91.3	87.7
テレビ	100.1	100.9	102.8	105.2
ラジオ	102.7	100.4	101.3	101.3
屋外広告	104.5	107.1	102.7	104.8
交通広告	95.3	97.9	94.4	105.3
折込み・ダイレクトメール	100.3	97.2	99.5	94.5
海外広告	188.6	91.8	100.4	121.5
SP・PR・催事企画	98.1	87.6	109.1	106.9
インターネット広告	120.7	111.0	115.8	119.6
その他	99.6	100.9	103.7	102.7

III. 農林水産省関係

- (1) 合鴨肉加工品に原産国を表示せず販売するなど不適正な表示を行っていた畜産食料品製造販売事業者に対し11月1日、食品表示法の規定に基づき適正な表示への是正など指示を行った。

改正前JAS法による加工食品品質表示基準、ハム類品質表示基準及びソーセージ品質表示基準、並びに食品表示法による食品表示基準に違反するものとして指示を受けたのは、オーエムツーミート（東京都港区）。同社はオーエムツーミート肉処大久保前橋店ほかの店舗において、「合鴨スモークスライス」、「合鴨パストラミスライス」に原産国名「中国」を表示していなかったほか、「ボロニアソーセージ」であるにもかかわらず「ソフトサラミ（ボロニアソーセージ）」との名称表示、さらに「ロールスハム」にはハム類の日本農林規格に規定する規格による格付が行われていないにもかかわらず「上級」と表示するなど不適正な表示で販売していた。

- (2) 合鴨肉加工品とボンレスハムに不適正な表示を行っていた食肉類・加工食品類販売事業者に対し12月6日、食品表示法の規定に基づき適正な表示への是正など指示を行った。

改正前JAS法による加工食品品質表示基準並びに食品表示法による食品表示基準に違反するものとして指示を受けたのは、ニュー・クイック（神奈川県藤沢市）。同社はニュー・クイック静岡東店ほかの店舗において、「合鴨スモークブロック」「同スライス」、「合鴨パストラミブロック」「同スライス」に原産国名「中国」を表示していなかったほか、「スモークペッパーハム」には食品表示基準で定める「ボンレスハム」の表示を行っていなかった。

- (3) パンに不適正な表示を行い販売していたパン・和洋菓子製造販売事業者に対し12月16日、食品表示法の規定に基づき適正な表示への是正など指示を行った。

食品表示法による食品表示基準に違反するものとして指示を受けたのは、オイシス（兵庫県神戸市）。同社は外国産小麦のみを原料とした小麦粉を使用するパンであるにもかかわらず「国産小麦のソフトフランス」、「国産小麦のスライスブール」、「ゆめちから50%使用」などと表示し販売していたほか、パン「3種のチーズブール」には、米及び米麴を使用していないにもかかわらず「特別栽培米」、「但馬産こしひかり」、「コウノトリ育むお米」、「お米を炊きあげ生地に配合しています」及び「自家製ごはん種使用」と表示し販売していた。

広告等法規・行政情報

広告等法規・行政情報／第288号（平成29年1月発行）

編集・発行 公益社団法人 東京広告協会 法務政策委員会

〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-17 電通銀座ビル7階

TEL. 03(3569)3566 FAX 03(3572)5733

URL <http://www.tokyo-ad.or.jp/>

E-mail info@tokyo-ad.or.jp
